二月廿日工場ニ於テ従業員一名カ死亡シタル為メ二十二日一日間従業員一同休業シ工場主ニ対シ出兵費、扶養、セラレ三月廿日罷業決行、解雇、手当ノ支払来ル。四月六日左記条件ニテ解決セリ、

一、最低賃銀ハ成年工一日十銭見習工七十銭トス、

一、定休日ハ月二回トス

一、臨休ノ場合ハ賃金支給スル

一、以上ノ外従前ノ通

（四）合資会社粂田鋳工所、（一三・一四・一二）

所在地、市外大崎町下大崎

労働者数、一〇四名

参加者数　拾五　至来セ罷業二万四千円

争因経過

職工側ヨリ昨年十二月賃上値上ゲ、手当制度ヲ制定方ニ付会社側ニ要求シタルモ会社ハ考究中ノ故ヲ以テ何等ノ回答無キ為メサレシニ因リ三月十二日ヨリ罷業トナル、

要求事項

一、八時間労働制実施ノコト

一、年二回ノ賞与ヲ支給スルコト

一、最低賃銀二円五十銭ヲ支給ノ事

指示協調ノ為メ労働協会ノ調停ニ依リ四月二日左記条件ニテ解決、

一、八時間労働実施

財團法人協調會